

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、長南小学校としてのいじめ防止等についての基本理念を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条、県いじめ防止対策推進条例第2条）

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行わなければならない。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。（いじめ防止対策推進法第3条）
（いじめの防止等のための基本的な方針の改定 平成29年度）

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否か判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が病んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止基本方針をホームページで公開することに加え、児童生徒に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、長南小学校の教職員及び児童や保護者の意見を広く取り入れて決定する。
- (2) いじめは、人として決して許されない行為ではあるが、全ての児童・学級・学校に起こり得ることだと肝に命じ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- (3) いじめの未然防止にあたっては、児童と教職員の信頼関係を下に、道徳教育や特別活動による人権意識や思いやりの心の育成に努める。
- (4) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、心のポスト、日記の活用等、児童がいじめを訴えやすい場や体制を整える。さらに、家庭、地域と連携し

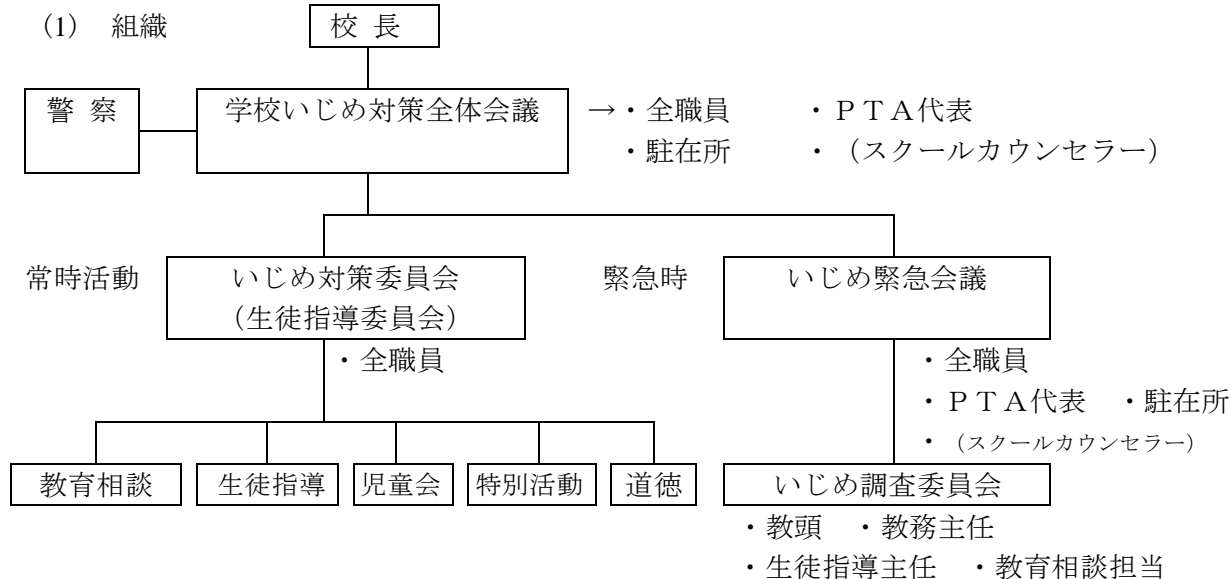
て児童を見守るようにする。

- (5) いじめの事実を確認したときは、早急に事実確認をして、当該児童の指導にあたるとともに、保護者にも連絡をする。状況に応じて教育委員会に連絡し、連携を図る。
- (6) いじめに対する指導の際は、いじめられている児童には、どんなことがあってもあなたを守るという毅然とした態度で対応する。
- (7) いじめがあったときの聴取内容については、個人情報に配慮しながら積極的に情報提供していく。
- (8) 重大事態の発生や児童の保全の視点から、警察等の関係機関との連携及びいじめ対策のための組織を構築する。
- (9) 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒介とするいじめの対応策等、教職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携の下に、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- (10) いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に対し、取組の内容や成果についての意見を聴き、効果の検証と取組の改善を図る。

5 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

6 いじめの防止等の対策のための組織と推進者



- (2) 推進者
教頭、生徒指導主任

7 いじめに対する取組

- (1) いじめの未然防止

- ア 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- イ 保護者や地域に対しては、生徒指導だより等で「学校いじめ防止基本方針」を公開するとともに、学校だよりでいじめ防止に対する方針や取組の状況を広報する。
- ウ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- エ 生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開をし、自己有用感を高める。
- オ 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- カ 特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- キ いじめ防止を目指して児童会とともに「いじめゼロ集会」を行う。
- ク いのちを大切にしているキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅への取組を支援する。
- ケ 縦割のなかよしタイムや清掃活動などの異学年交流で、思いやりを育む環境を整える。
- コ 月1回のいじめ対策委員会(生徒指導委員会)で、以下の内容を話し合う。
 - (ア) 各学年の状況についての情報交換
 - (イ) いじめ防止についての計画の確認
 - (ウ) いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見

ア アンケート調査や面談等

- (ア) 5月・10月・2月の年間3回、いじめに関する調査を行う。
- (イ) アンケート調査を基に、担任との教育相談を行う。
- (ウ) 保護者との教育相談(7月・12月)の際に、いじめに関する内容を盛り込む。
- (エ) 携帯電話についてのアンケートを行い、使い方について知らせる。

イ いじめの相談や通報等

- (ア) 学校における相談窓口は、養護教諭、教務主任、教頭、江澤教諭及び生徒指導主任とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- (イ) 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「話す勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- (ア) 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- (イ) 日記の活用により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- (ウ) 1階昇降口前に「心のポスト」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- (エ) いじめを知った場合やいじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨を保護者に依頼する。
- (オ) 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

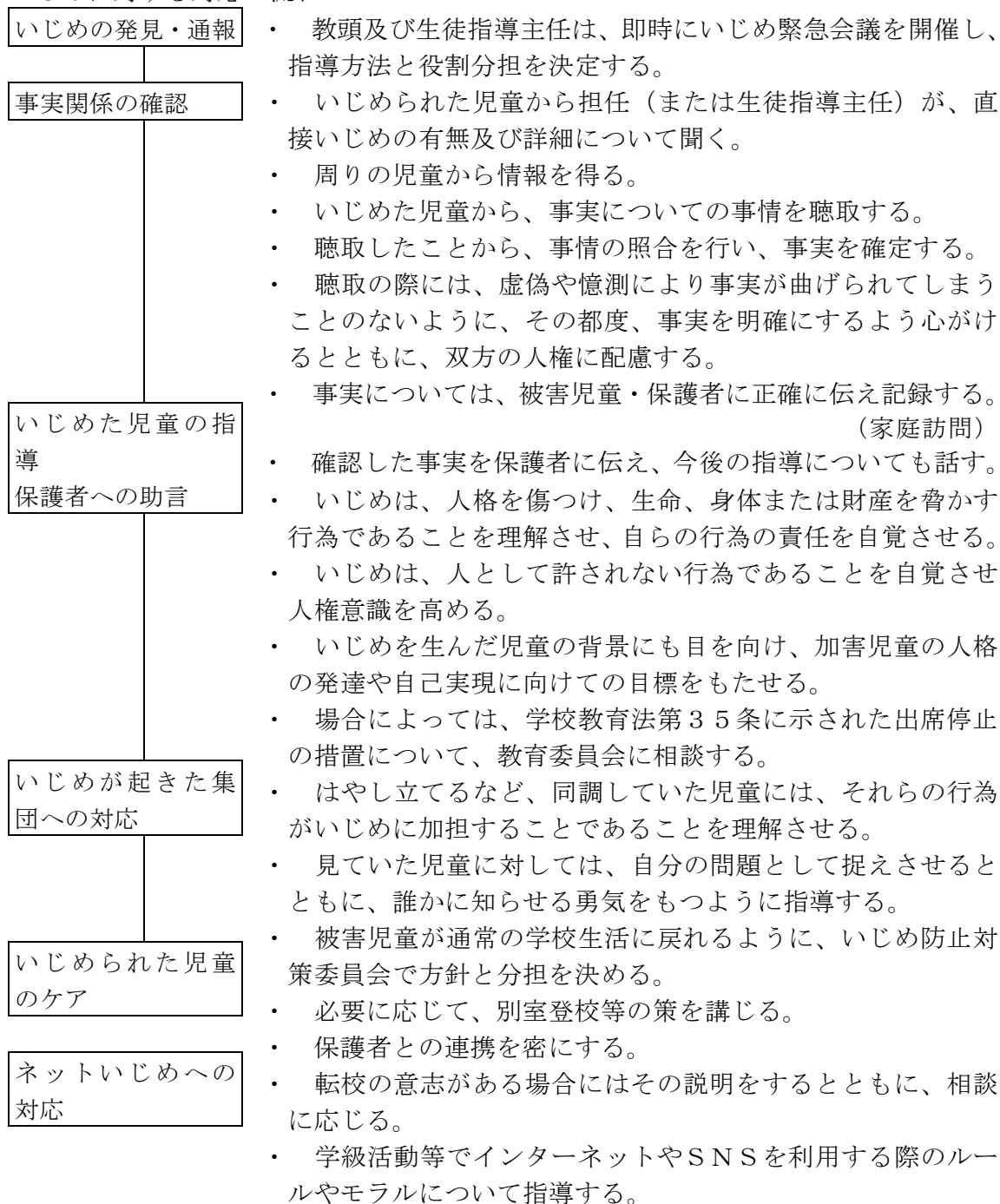
24時間いじめ相談ダイヤル(全国共通)	0570-0-78310
子どもの人権110番(全国共通)	0120-007-110
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777
ヤングテレホン(千葉県警察少年センター)	0120-783-497
東上総児童相談所	0475-23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	0475-22-3741
長南町教育委員会	0475-46-3398
長南駐在所	0475-46-1193

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- (ア) いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- (イ) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- (ウ) いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- (エ) いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- (オ) 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- (カ) いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・ 情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・ フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・ 職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

8 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法第28条）

ア いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき

- (ア) 自殺を企画した場合
- (イ) 心身に重大な障害を被った場合
- (ウ) 金品に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発生した場合

イ いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合

ウ 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合

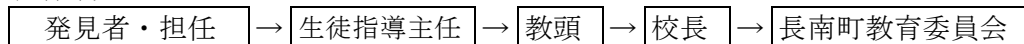
(2) 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第30条）

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

ア 連絡体制



イ いじめ対策組織の招集（いじめ防止対策推進法第28条）

- (ア) いじめ緊急会議を開催し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- (イ) いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。

なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加をはかり、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法第28条）

調査にあたっては、いじめを受けた児童から聞き取り、または質問紙調査を行う。

- (ア) いじめられた児童から聞き取りが可能な場合
 - 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
 - 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先する。
- (イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - 保護者の要望や意見を十分に聞く。
 - 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

(ウ) 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、長南町教育委員会に報告する。

エ いじめた児童への指導

- (ア) いじめた児童への指導については、「7（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- (イ) 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて警察との連携をとる。

(ウ) 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。

(エ) いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導していく。

オ いじめられた児童への指導

(ア) いじめられた児童への指導については、「7 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。

(イ) いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。

(ウ) 周りの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

9 年間計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4	着任式・始業式 入学式・家庭確認 授業参観 1年生を迎える会 避難訓練(地震) 引き渡し訓練	学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 生徒指導企画委員会 生徒指導委員会① 相談窓口の周知 いじめゼロ集会(千葉県4つの勇気)	教科・領域等年間計画 学級のルールづくり 児童会によるいじめ撲滅 千葉県4つの勇気 授業参観(各教科)
5	教育相談 交通安全教室	生徒指導委員会② こころとからだのアンケート①・教育相談	学校運営協議会① 児童アンケート①
6	陸上選手を励ます会 郡市陸上競技大会	生徒指導委員会③ こころとからだのアンケート①集約	
7	宿泊校外学習(5年) 保護者面談	生徒指導委員会④ 職員研修(いじめについての研修会①)	生徒指導だより①
8		生徒指導(いじめを含む)に関する研修の伝達	
9	避難訓練(火災) オープンスクール	生徒指導委員会⑤	
10	終業式・始業式 運動会	生徒指導委員会⑥ こころとからだのアンケート②・教育相談	生命尊重教育 児童アンケート②
11	修学旅行(6年) マラソン納会	生徒指導委員会⑦ こころとからだのアンケート②集約	学校運営協議会②
12	避難訓練(不審者) 保護者面談	生徒指導委員会⑧ 職員研修(いじめについての研修会②)	人権教育 学校評価アンケート 生徒指導だより②
1	漢字検定	生徒指導委員会⑨	学校運営協議会③
2	児童会役員選出 千葉県標準学力検査	生徒指導委員会⑩ こころとからだのアンケート③・教育相談	児童アンケート③
3	感謝の会 卒業式・修了式	生徒指導委員会⑪ こころとからだのアンケート③集約	生徒指導だより③